

令和 2 年度第 2 回京都市産業廃棄物 3 R 推進会議 摘録（案）

1 日時

令和 3 年 1 月 22 日（金）午前 10 時～正午

2 場所

オンライン会議

3 出席委員

高岡委員長，石田副委員長，河野委員，小谷委員，高橋委員，土谷委員，長田委員，花嶋委員，三宅委員，山口委員，山田委員

（村井委員，和田委員及び笠原オブザーバーは欠席）

4 議事内容

(1) 令和 2 年度第 1 回の会議について

資料 2 に基づいて事務局から説明した。（委員からの意見なし）

(2) 第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画に掲げた施策の進捗状況

資料 3 及び 4 に基づいて事務局から説明した後，以下のような意見交換が行われた。

委員：建設系廃棄物の最終処分量が近年増加している。京都府産業廃棄物 3 R 支援センターでは，令和 2 年度京都府 3 R 技術開発等支援補助事業として，京都府下の一処理業者に対し，建設系産業廃棄物の AI 選別ロボットの導入に係る助成を行う予定である。

委員：新型コロナウイルスの感染拡大を受けて，宿泊療養施設も増えるが，市内の感染性廃棄物の排出状況はどうか。

事務局：特段，影響は確認されていない。京都府が管轄している感染者の宿泊療養施設では，宿泊者が排出する廃棄物は，ハザードボックスで密閉し処理されていると聞いている。

委員：宿泊療養施設から排出される廃棄物は，当社の関連会社でも取り扱っている。感染対策を講じながら，週に一回程度回収しているが，特に問題なく実施できている。

委員：京都府産業廃棄物 3 R 支援センターが発刊するニュースレター「3 R のススメ」夏号で，新型コロナウイルスの廃棄物処理について紹介している。

委員：「業許可停止処分件数」に，「1 件・無許可の事業範囲変更」とあるが，これはどのような違反か。

事務局：当該事業者は，許可を受けていない種類の産業廃棄物を，変更許可を受けずに処理したことにより，行政処分を受けた。

委員：小中学生向けの啓発冊子「いち，に，さんぱい！」は，定期的に更新されているものなのか。更新されているのなら，新型コロナウイルスに係る廃棄物の紹介等，市民が関心を持ちそうな内容を盛り込んだらどうか。

事務局：冊子は、子ども向けに産業廃棄物の基本的な内容を記載しているものであり、平成27年度に作成してから、改訂していない。今後、改訂時に感染性廃棄物の紹介等について、検討していく。

委員：「代執行債権の一部自主納入」は、前年度と同じ債務者からのものか。

事務局：前年度と同じ債務者からのものであり、今年度も継続して自主納入されている。

(3) PCB廃棄物に係る施策の進捗状況について

資料5に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委員：高濃度PCB廃棄物の処理に係る未登録の事業者については、今後どのような対応をする予定なのか。

事務局：環境省が示している補助金対象期限が、令和3年3月末ということも踏まえ、未登録事業者に対し厳しく指導していく。それでも対応しない事業者に対しては、来年度から、代執行を見据えた改善命令の措置を取ることになる。

委員：今年度内に登録させ、改善命令に至らないよう、指導に努めていただきたい。

(4) 大気汚染防止法及び政省令の改正について

資料6に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委員：事前調査結果の報告が義務付けられているのは大気汚染防止法だが、廃棄物の部署でも報告内容は把握できるのか。

事務局：当課が所管している建設リサイクル法関連の届出にも、石綿含有建材の情報を記載する項目があるため、調査結果の把握は可能だと考えている。

委員：事前調査結果については、市民に対して情報開示等されるのか。

事務局：工事現場では、石綿含有建材の有無について、掲示が義務づけられている。

委員：なぜこのタイミングで法改正されるのか。

委員：今後、石綿を含む建築物の解体工事は増える見通しであり、石綿の飛散防止や健康被害防止のさらなる対策強化のため、法改正されたものだと認識している。

委員：「一定規模以上等の建築物等の工事」の定義はどのようなものか。

事務局：解体に係るものについては、敷地面積が80㎡以上・工事費100万円以上の工事、改築に係るものについては、工事費100万円以上の工事が、届出の対象となっている。

(5) 京都市産業廃棄物処理指導次期指針について

資料7～10に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委員：下水道汚泥のリサイクルを今後も推進していただきたい。

事務局：これまでも、京都市では、下水道汚泥を焼却・脱水したものをセメント原料としてリサイクルしていた。これに併せて来年度からは、指針にも示しているとおり、「低温炭化燃料化技術」という新しい処理技術を用いて固形燃料化し、石炭の代替燃料としてリサイクルする事業を開始する予定であり、今後も、上下水道局と連携し、リサイクル率の向上に努めていく。

委員：指針の概要の「第3 新たな指針の策定」の文中で、「3Rの取組を行うよう誘導する」や、「不適正な処理をしっかりと取り締まっていく」といった表現があるが、少し威圧的で上から目線

に感じる。「3Rの取組を促進する」や、「不適正な処理については、厳正に対処する」というような、少し抑えた表現にしたほうがよいのではないか。

事務局：違法行為である不適正処理に対しては、行政として厳しく指導・監督していくという強い意思を明言したいと考え、「しっかり取り締まる」と表現している。「誘導する」の表現は、上から目線にならないよう、修正を検討する。

委員：「国内処理が求められる廃プラスチック類の分別・リサイクルによる円滑な処理の推進」の「現状」に、中国による固体廃棄物の輸入全面禁止やバーゼル法の改正についての情報を、盛り込むべきではないか。

事務局：指針の中に反映するよう、検討する。

委員：京都府産業廃棄物3R支援センターが発刊するニュースレター「3Rのススメ」冬号で、バーゼル法の改正について、紹介している。

委員：京都府産業廃棄物3R支援センターでは、令和3年3月に、IoT技術を駆使した産業廃棄物の回収の様子を紹介する、「現場見学WEBツアー」を開催する予定である。

委員：温室効果ガス排出量や二酸化炭素排出量の削減について記載するなら、廃棄物に関する二酸化炭素排出量の指標を入れてはどうか。

事務局：指標に入れられるか、検討する。

(6) その他

特になし。